平成31年関川村議会2月(第1回)臨時会議会議録(第1号)

○議事日程

平成31年2月18日(月曜日) 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第1号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第7 号))
- 第 4 報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算 (第2号))
- 第 5 議案第1号 関川村課制条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第2号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第3号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第4号 関川村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第5号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 関川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)
- 第12 議案第8号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第9号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第1号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第7号))
- 第 4 報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算 (第2号))
- 第 5 議案第1号 関川村課制条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第2号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第3号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第4号 関川村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第5号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 関川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 第11 議案第7号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)
- 第12 議案第8号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第9号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○出席議員(10名)

1番	近		良	並	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤		仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万美	争 夫	君	6番	髙	橋	忠	夫	君
7番	髙	橋	正	之	君	8番	菅	原		修	君
9番	伝		信	男	君	10番	平	田		広	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤		弘	君
副村	長	宮	島	克	己	君
教 育	長	佐	藤	修	_	君
総 務 課	長	加	藤	善	彦	君
税務会計課	長	板	越	昌	生	君
住民福祉課	長	佐	藤	充	代	君
農林観光課	長	野	本		誠	君
教 育 課	長	熊	谷	吉	則	君
税務会計課参	≽事	富	樫	佐 一	郎	君
建設環境課参	≽事	渡	邉	隆	久	君
住民福祉課参	≽事	佐	藤	恵	子	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 河内
 信幸

 主任
 石山洋介

午前10時00分 開 会

○議長(近 良平君) ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成 31年関川村議会2月(第1回)臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに議場におけるタブレット端末等の使用を 許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(近 良平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、伊藤敏哉さん、3番、小澤 仁さんを指名いたします。

日程第2、諸般の報告

○議長(近 良平君) 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年11月、12月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますのでごらんください。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。 以上で諸般の報告を終わります。

- 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第7 号))
- 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算 (第2号))
- ○議長(近 良平君) 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第7号))及び日程第4、報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号))を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) おはようございます。

本日、平成31年関川村議会2月臨時議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様には大変お

忙しい中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございました。

初めに、去る2月10日に建設環境課長であります髙橋賢吉さんが他界をされましたことは、余りに突然のことでございまして、私初め職員一同、驚きと深い悲しみに包まれているところでございます。

昨年、定年退職する髙橋賢吉さんには、村のこれからの発展のため、もう1年だけ役職に残って ほしいと頼み、快く引き受けていただき、この1年、業務を精力的にこなしていただきました。こ の春には晴れて退職し、今までやりたかったことが思い切りできると楽しみにしておられました。 その姿が思い出されます。

故人のご冥福を心よりお祈りを申し上げます。

さて、今回の臨時議会に提案いたします議案は、専決の報告案件2件、条例改正案件6件、一般会計と特別会計の補正予算案件2件、公有施設の指定管理案件1件、以上11件でございます。上程の際に詳細にご説明申し上げますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

報告第1号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正予算(第7号))をご説明を申し上げます。

この補正予算は、除雪経費の不足など、緊急に必要な経費として3,000万円を追加補正したものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る1月31日付で専決処分したものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2 号))をご説明を申し上げます。

この補正予算は、昨年末に温泉ポンプが故障停止し、急遽これを修繕するため、工事費170万円を追加補正したものです。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る1月9日付で専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、所管の総務課長、農林観光課長から説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 報告第1号 専決処分の報告について(平成30年度関川村一般会計補正 予算(第7号))につきましてご説明します。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億530万円とするものです。

この冬は、除雪出動基準積雪10センチメートルを超える積雪が連続したため、既存の除雪予算に 不足を生じ、今回補正を行ったものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

7款2項2目11節、小節ですと修繕料500万円は、消雪パイプ井戸等の修繕費です。13節除雪作業等委託料2,500万円は、業者への委託費でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

7ページをごらんください。

9款1項1目1節普通地方交付税1,000万円と、18款1項1目繰越金2,000万円を今回の補正の財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(近 良平君) 農林観光課長。
- ○農林観光課長(野本 誠君) 専決第1号 平成30年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号) でございます。

歳入歳出の予算総額それぞれ120万円を追加いたしまして、予算の総額を920万円とするというも のでございます。

605ページをお開き願います。

工事費で170万円を追加するものでございます。理由といたしましては、昨年の暮れ、12月29日ですけれども、湯沢温泉のポンプが故障いたしまして停止いたしました。それを修繕するため、そしてポンプのオーバーホールを行うためでございます。

その財源といたしましては、605ページのまず修繕料を50万円減額いたしました。そして、歳入 でございますけれども、604ページ、基金を120万円繰り入れて、170万円の財源をつくったという 補正でございます。

以上です。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝信男君) 9番、伝です。

今、総務課長のほうから除雪の件でちょっと話があったんですけれども、10センチメートル以上 で出動する回数がふえたとかという話だったんですけれども、例年に比べると雪の量は少ないです よね。出動回数はふえているんですか。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 予定しておりました予算の範囲を超えて出動があったということで、今回補正を行ったということで、積雪的には、皆さんご承知のとおり、少なかったんですけれども、今言ったように当初予定しました回数を超えてしまったということで、今回の補正をお願いすると

いうものでございます。

- ○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。
- ○2番(伊藤敏哉君) 8ページの修繕料について確認させていただきたいんですが、先ほど総務課長から消パイの井戸というふうにご説明あったんですけれども、場所など、概要についてお聞かせ願いたいんですが。
- ○議長(近 良平君) 参事。
- ○建設環境課参事(渡邉隆久君) 今のご質問にお答えします。

場所的にといいますか、修繕500万円の内訳とさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。井戸清掃、こちらのほうを2件、揚水管の取りかえ5件、散水管の清掃3件、制御盤の取りかえ3件を予定しております。

場所は、その都度悪い場所ということでやっていますので、済みませんが、そういうことでお願いしたいと思います。

- ○議長(近 良平君) いいですか。これで質疑を終わります。 次に、報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。3番、小澤さん。
- ○3番(小澤 仁君) 605ページの湯沢の井戸が壊れて1,700万円かかったという、(「170万円」の声あり)ごめんなさい。170万円かかったと。原資としては、修繕料を50万円減額してというお話だったんですけれども、これは予定していた修繕を送ったのか、それとも予備費として修繕料で上げていたものを精査して工事請負費のほうに使ったのか、このあたりを教えてください。
- ○議長(近 良平君) 農林観光課長。
- ○農林観光課長(野本 誠君) 修繕料でございますけれども、湯沢、村有温泉の会計につきましては、何が起きてもいいようにということで、いつも当初予算である程度確保しております。それで、今現在70万円ぐらいでしたか、まだ残っているということで、まず本当はそれも減額したくないところではございますけれども、財源が必要ですので50万円減額したということでございます。
- ○議長(近 良平君) いいですか。これで質疑を終わります。

日程第 5、議案第1号 関川村課制条例の一部を改正する条例

日程第 6、議案第2号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例

日程第 7、議案第3号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

日程第 8、議案第4号 関川村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第5号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

日程第10、議案第6号 関川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第5、議案第1号 関川村課制条例の一部を改正する条例から日程第

10、議案第6号 関川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例まで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第1号は、関川村課制条例の一部を改正する条例についてであります。 村の急激な人口減少や少子高齢化等に伴う村のさまざまな課題に的確に対応するため、課・班業務 の見直しや、室、班の改廃、設置を行い、より効果的、効率的に業務を執行できるよう、組織体制 の再編を行うものでございます。

議案第2号から議案第4号は、組織の再編に伴い、関係する条例条文中の課名の変更を行うものでございます。

組織再編の内容につきましては、宮島副村長に説明をさせます。また、条例の一部改正につきま しては、所管の総務課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 副村長。
- ○副村長(宮島克己君) それでは、私のほうから平成31年度の組織再編についてご説明させていた だきます。

お手元にあります参考資料といたしまして、平成31年度関川村組織再編についてという紙と、も う1枚、平成31年度組織再編計画ということで、30年度と31年度の組織の対比をした2枚を比べて 見ていただいて、説明したいと思います。

まず、目的については、先ほど村長が説明したとおり、参考資料にありますように村の急激な人口減少、少子高齢化等に伴う村のさまざまな課題に的確に対応するように行うためでございます。

課の再編につきましては、こちらは対比表のほうを見ていただきたいんですけれども、こちらの 対比表の構成につきましては、課の名称が変わるものについては下線を引いております。それから、 真ん中の青い矢印については大きな流れを示しておりまして、そのほか細い矢印についてはそれぞ れ班の中の業務の合併もしくは改編等のものを模式的に書いているものでございます。

課については、平成30年度については、総務課以下6課、それと議会事務局の1局でございますけれども、平成31年度につきましては、6課プラス会計室、それから議会事務局という体制に変わります。

課の再編につきましては、現在の総務課、税務会計課、住民福祉課、農林観光課、建設環境課について、総務政策課、住民税務課、健康福祉課、農林課、建設課ということで再編する予定です。 それぞれについて説明いたします。

まず、総務政策課につきましては、コミュニティーや集落ごとのさまざまな課題を組織の垣根を 越えて総合的に調整し、地域活性化などの政策を推進するとともに、道の駅関川を含む観光施設等 の活用、村外からの定住促進、IVUSAなど学生を初めとする交流人口の拡大等を図るため、課 内に観光・地域政策室を設置することといたします。これについては、現在、総務課にございます 企画財政班の企画部分、これと、現在、農林観光課にあります商工観光班を基本的には一緒にする ということでございまして、現在持っている企画財政班の企画部分の拡充ということで、さまざま な地域の課題を解決するために調整能力を高める、そういう部署を設けたいということで、この室 をつくるものです。

それから、総務政策課につきましては、水害・地震等の防災体制を強化するため総務班の体制整備を進めるということで、企画財政班の財政部分、それから総務班にございます人事部分を一緒にして人事財政班といたしまして、総務班につきましては、一般的な総務部分、それと今の水害・地震等の防災体制ということで特化する、強化する予定でございます。

続きまして、(2)住民税務課につきましては、従来の税務会計課から出納業務の会計管理者を独立させます。これについては、本来組織としては課と並列である会計課について、そういう位置づけということで、住民税務課長が室長を兼務することとなりますけれども、組織としては独立させるという形をとります。

それから、従前の住民戸籍班ということで、住民福祉課にありました戸籍等の業務、それから建設環境課にございました、し尿処理、ごみ処理の業務について、環境部分ということで、これを一緒にしまして住民環境班といたしまして、住民税務課につきましては、この住民環境班と税務班の2班体制といたします。

続きまして、(3)といたしまして、健康福祉課ということで、従来の住民福祉課につきましては、地域包括支援センターを含めて肥大化しているということと、なかなか業務の連携が図りづらいということがございますので、健康づくりや住民福祉に特化した組織とするため、従前の住民福祉課を健康福祉課に改編します。

健康介護班につきましては、介護保険業務を分離しまして、健康づくり推進のための健康推進班 と改称し、健康推進のための班ということで特化するということでございますし、その分離した介 護保険業務と地域包括支援センター業務の連携が一番重要でございますので、これを強化するため、 「介護高齢福祉班(地域包括支援センター)」ということで、括弧、地域包括支援センターもその 中に含まれるということで、新たな班を設置し、業務の統合を図ることにいたします。

- (4)農林課につきましては、村の重要事業でございます農林業施策に特化するため、従来の農林観光課のうちの、先ほど言いました商工観光班につきましては、室のほうに業務を移管いたしますので、農林課に改めて、農林振興班の1班体制といたしまして、農業の6次化産業の育成や新しく始まります森林環境税創設に伴う林業施策の推進等の課題解決に向けてきめ細かに対応したいと思います。
 - (5) 建設課につきましては、今まで地域整備班という建築部分と、水道環境班という水道部分

の2つの班に分かれておりましたけれども、先ほど説明いたしましたように環境部分の業務が移管 したことに伴って、課名を建設課として、建設水道班の1班体制ということで、ハード、ソフトも 含めて一括処理するという体制をとりたいと思います。

(6)教育課と議会事務局につきましては、こちらは組織としては変わりませんけれども、教育課機能、現在、村民会館にございますけれども、こちらを本庁舎に移設し、平成31年度実施予定の国民文化祭等、観光と教育、生涯学習等、関連する部分等もございますし、ほかの業務もいろいろ関連して調整しなければいけない部分がございますので、こちらについては、他課と調整を強化するために本庁舎のほうに移すということで、組織の変更はないということになっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 私のほうから、議案第1号から議案第6号の条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号 関川村課制条例の一部を改正する条例は、今ほど宮島副村長から説明がありました とおり、組織再編に伴いまして、課制条例の一部を改正するものでございます。課名、主な分掌事 務につきましては、お手元の新旧対照表、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。詳細に つきましては省かせていただきます。

次に、議案第2号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例、次に、議案第3号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例、議案第4号 関川村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例、議案第5号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、議案第6号 関川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、課名の変更に伴います条例改正でありますので、該当する字句を改めるというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第1号 関川村課制条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) お願いします。

それでは、課制条例の関係で2点ほどお伺いします。

宮島副村長からご説明がありましたけれども、総務政策課のことでお尋ねいたします。観光・地域政策室を設けられるということのお話がございました。2点お伺いするんですが、1点目としましては、政策室でありますので、当然室長という方を想定されていると思うんですが、その方の位置づけといいますか、班長と同格になるのか、またその上に位置づけられることを考えていらっし

ゃるのかという点が一つと。

それからもう一つは、ちょっと資料を見せていただいて、ちょっと気になったのは、今まで商工観光ということで、商工の文字がいずれかの班の名前とか、そういう部分に商工という文字がうたわれておって、村民から見れば商工部門はこちらで担当なんだなということがわかったかと思いますが、このたび班の名前、室の名前にも商工という文言がございません。これについては、例えば商工会とかそういう関係機関等のこともありますので、商工という文字が入らなければ、それなりの説明といいますか、こういう部署で担当しますというようなことを事前に説明といいますか、そういうことも必要になってくるかと思いますけれども、そのあたりの対応といいますか、商工という部分に関してのお考え、以上2点、お伺いします。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) まず、1点目の室長の位置づけでございますが、実はこの組織改正をするときに、室にするか班にするかというのをさまざま検討しました。ただ、今考えています室長というのは、総務課には置いておりますけれども、各課の旗振りができるような調整能力のある人材を置かなきゃならないなという意味で、あえて班長ではそれが難しいなという意味もありまして室長というポストにしています。給与上の処遇とかその辺については、ちょっとこれは詰めますけれども、私の位置づけとしては、課長と班長の真ん中にいるというような位置づけでの室長を考えているところでございます。

それと、先ほどの商工が抜けているというところでございましたけれども、ここの地域政策でいうところにはさまざまな課題がございますし、その一つの中には商工の衰退の部分もございます。 そういう意味では、そこもしっかりやっていきたいなと思いますが、いずれにしましても大改正になりますので、どこでどういう所管になるのかというのは、商工も含めてしっかり村民にわかるように広報をしていきたいなと思っております。

- ○議長(近 良平君) 9番、伝さん。
- ○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

税務会計課へ新しく今度、住民環境班というのができるわけですけれども、その中に、この説明 資料を見ると(5)番なんですけれども、し尿・ごみ処理業務もそこへ入ってくると、そういうふ うな形で説明があります。その中で、下水道に関しても全部ここへ入ってくるのかどうか。それで、 下水道が入ってくるんであれば、今現在、もう全部接続は各世帯が終わって維持管理部門だけにな ると思います。それを税務課のほうへ持ってくるというのは何か意味あるのかどうか、その辺説明 していただきたいと思います。

- ○議長(近 良平君) 参事。
- ○建設環境課参事(渡邉降久君) 下水道関係は、今までどおり水道のほうで担当することになると

思います。

- ○議長(近 良平君) いいですか。伝さん。
- ○9番(伝 信男君) もう1回お願いします。建設課のほうで、今までどおり下水道は担当するんだと、そういうことですか。
- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) この趣旨は、今まで環境ということで、例えば火葬の問題だとか墓地の管理とかもございましたし、特別会計等の上水や下水という処理、基本的には建設課でやりますけれども、例えば人がお亡くなりになったときの埋葬の問題とかあるいは死亡届の問題とか、それぞれ住民が出すところが2口になるというようなこともあって、住民に直接窓口になるところは1つのほうがいいだろうということで、戸籍のところでそういった処理もさせるということでございまして、下水や上水等の通常の管理等につきましては、従前どおりの建設課でやるということで考えています。
- ○議長(近 良平君) 9番、伝さん。
- ○9番(伝 信男君) わかりました。

それで、もう一つ、(6)番の教育課の関係なんですけれども、教育課機能を村民会館から本庁舎に移設すると、こういうふうにうたってあります。この教育課機能というのは、教育課全ての機能を村民会館からこっちへ持ってくるということなのか、それとも一部何かやっぱりどうしても、村民会館というあの場所は一つの村と村民のつながりの場所でもあると思うんですけれども、そういう機能の全てをこっちへ持ってくるのかどうか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) 公民会館は、そもそもあそこは公民会館でございますから、その機能がなくなるわけではないんですけれども、いわゆる行政上の組織としての教育委員会という組織については、この行政庁舎の中に置くということでございますので、公民館そのものの機能は従前として向こうに残るということになろうかと思います。
- ○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。
- ○2番(伊藤敏哉君) 今ほどの伝議員の質問に関連してなんですけれども、教育機能を村民会館から本庁舎に移されるということで、これは後ほどの議案のところでお聞きすればよいか迷ったんですけれども、村民会館、公民館のほうの常駐体制といいますか、管理公社の事務所がそちらに来られるというようなこともお聞きしましたので、後ほどでもよろしいんですが、議長の判断で今でよければお答えいただきたいんですが、その村民会館の常駐体制がどうなるのかということと、あと、現在まで使っていた管理公社としての事務所の取り扱いなど、まだ詳細はこれからかもしれませんけれども、もし予定している部分でご答弁いただける部分があればお願いしたいと思います。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) これからお諮りします指定管理との関係にもなろうかと思うんですが、自然 管理公社の本社機能といいますか、かなり狭いところにありますし、なかなかクローズをしていて、 なかなか会話等ができない状況にあると。

一方で、教育委員会をこちらに持ってきますと、公民館の機能をしっかり維持しなきゃならないということで、後でお諮りをします自然管理公社に公民館の指定管理をしていただくということで、管理公社の組織を公民館の今のところに移転をさせたいという考えでおります。そのことによりまして、自然管理公社そのものの本社機能が広いスペースになりますし、そこでさまざまな村民との交流もできるというスペースを確保できますから、開かれた自然管理公社にもなろうかなという意味もございまして、そういう対応をしていきたいなと思っております。

残される今の自然管理公社の後につきましては、今、検討中でございますけれども、あそこが閉鎖されることのないような対応をこれから考えていきたいなと思っております。

- ○議長(近 良平君) 3番、小澤さん。
- ○3番(小澤 仁君) お願いします。

今までの課の体制の中で、非常に、例えば住民福祉課の仕事量がかなり膨大になっているとか、 いろんな問題も見ていましたし聞いていましたし、こういった思い切った改革、再編というのも本 当に理解はできますし、これからやっていただきたいという思いとやっていくんだというのが伝わ ってまいりましたが、村長に伺います。

私は、幾ら組織をいじったり建物をいじったりしても、そこに働く職員、人間の全てが出てくる というふうに考えております。従来、村長がおっしゃっています人事に関しても、職員の意向調査 を重ねているところも伺っておりますが、この組織改革後、人事に移られると思いますが、村長の ご意見、お考えを伺いたいと思います。お願いします。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) 今のお話は組織をいじっても人の問題じゃないんですかという意味かと思いますけれども、これは人事の問題にもなりますけれども、当然こういった組織を改編した意味合いについては、職員にもしっかり周知をして、なぜこういう組織体制にするのかというのは職員も当然知らなきゃなりませんから、しっかり説明をいたしますし、その上での人事配置につきましても、これまでの年功序列だと言われているような人事もございますけれども、私としましては、適材適所で人事配置も行って、この組織が有効に機能するような人事対応もしていきたいと考えております。
- ○議長(近 良平君) いいですか。9番、伝さん。
- ○9番(伝 信男君) 先ほど伊藤議員のほうから、指定管理の件まで入ったんですけれども、これ

でいいんですか。(「はい」の声あり)

今、村民会館の今の教育関係を全部こっちに持ってきて、あそこを管理公社にお願いするんだと、そういうことで村長の説明がありましたけれども、今の管理公社の組織体制のままあそこをお願いするのか、それとも管理公社の組織体制をもうちょっとちゃんとした形にして、今まで結構、村長もご存じのとおり、あそこは村民から批判のある場所でありました。その中で、また今度は村民会館、管理公社にお願いすることになると、直接今度、管理公社の職員が村民と接する場になるわけですね。そういうのも考えての管理公社にお願いするのか、その辺、ちょっと村長の意見を聞きたいと思いますし、また、今回の組織改革、結構大幅に組織を変更されている部分がありますけれども、そのあたりやっぱりこれが一番動きやすい体制なんだろうなということで、村長の考えでこういう形になったと思うんですけれども、我々も村民もできるだけこういう形に協力したいと思いますし、やっぱり今、小澤議員が言われたように、そこへ配属される職員の質だと思いますんで、その辺を考えた組織編成になろうか、そういうふうに思います。そういうことで、これが一番ベストの動きがとれる体制だと思いますんで、ぜひこの組織で頑張っていただきたいし、できれば村民会館に関してだけは村民に理解を得るような形で引き継いでいただきたいなと、そういうふうに思いますんで、よろしくお願いします。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) 今ほどのご質問は、管理公社が現行のままで移るのかというお話かと思います。今後、その業務量等によりまして、人員体制をどうするかというのはこれから詰めなきゃならないことでおりますけれども、人事につきましては、この村の議会でのお話がいいかどうかはわかりませんけれども、人事体制についても改革を図りながら、管理公社が村民会館の指定管理を受けることによって、サービスが悪くなったなということにならないように、その対応についてはしっかりしてまいりたいと考えております。
- ○議長(近 良平君) 暫時休憩します。

午前10時40分 休 憩

午前10時43分 再 開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会付託を省

略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されま した。

次に、議案第2号 関川村情報公開条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑は ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されま した。

次に、議案第3号 関川村情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 関川村行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について質疑を許 します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 関川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 関川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を 許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)

日程第12、議案第8号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第4号)

○議長(近 良平君) 日程第11、議案第7号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)及び 日程第12、議案第8号 平成30年度国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第4号)を一括議 題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第7号の平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)は、既決予算総額に6,520万円を追加するものでございます。

また、議案第8号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第4号)は、 既決予算総額に220万円を追加するものです。

詳細につきましては、所管する総務課長、住民福祉課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 議案第7号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)につきましてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ6,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,050万円とするものでございます。

初めに、7ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、小中学校の空調設備設置事業の起債の限度額を小学校で200 万円を1,620万円に、中学校で160万円を780万円に変更するというものでございます。

次に、歳出につきまして説明します。

10ページをお開きください。

2款1項1目11節修繕料18節備品購入費、これにつきましては、組織再編に伴い、庁舎の配置が えによるパソコン等のLAN配線の張りかえとキャビネット、机、椅子などの備品の購入費でござ います。

2目11節修繕料は、広報無線の戸別受信機修繕の予算が不足したため、今回40万円を補正するも のでございます。

4目11節の修繕料は、庁内の課名表示板、案内図等の修正を行うための修繕料でございます。

7目15節工事請負費は、鷹の巣地区の新築家屋に光回線接続可能とするために、工事費を設けた ものでございます。

次に、11ページをお開きください。

5款1項4目11節修繕料90万円は、松平畜産団地の汚泥処理に使用しています井戸水が渇水し、 これを修繕するため、水源の井戸洗浄を行うというものでございます。

2項2目19節きのこ王国支援事業補助金は、県からの補助金を事業者に同額補助する事業です。

菌床シイタケを栽培、販売しておりますSHKのほうで、ハウス用の暖房機3台を購入するという ことで、県の補助金を受けて行うというものでございます。

次に、9款2項1目13節委託料、これにつきましては、施工監理委託ということで、小学校の空調設備工事の施工監理委託料の50万円でございます。その下の15節工事請負費につきましては、今回、空調設備工事を行うための3,000万円の工事費でございます。

次に、3項1目13節、こちらのほうの施工監理委託料は、小学校と同様、中学校の空調設備設置工事の施工監理委託料でございます。その下にございます設備保守点検委託料50万円につきましては、こちらのほうで電気工事が伴うわけでございますが、こちらのほう連動しております広報無線の電気の関係で委託料が必要になったということで、その工事に伴いまして委託料50万円を計上させていただいたものでございます。次に、15節工事請負費、中学校につきましては、工事請負費が2,900万円ということでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

9款1項1目1節普通地方交付税313万1,000円につきましては、今回の補正の財源とするもので ございます。

次に、13款 2 項 6 目 1 節冷房設備対応臨時特例交付金、こちらにつきましては、括弧で書かれてありますとおり、国の補助率が 3 分の 1 、対象となります基準額が3, 124 万8, 000 円ということで、1, 041 万6, 000 円の補助金を受けるというものでございます。

次に、14款2項4目2節、これにつきましては、先ほど歳出でお話ししましたきのこ王国支援事業県補助金ということで153万8,000円、これを丸々事業者のほうに支出していくための補助金でございます。

はぐりまして、9ページ、17款1項1目10節、こちら2,960万円につきましては、今回の空調設備の工事のために基金の繰り入れ、教育施設整備基金を繰り入れるというものでございます。

18款1項1目1節前年度繰越金11万5,000円は、今回の補正の財源とするものでございます。

20款1項6目1節小学校債、こちらのほうが1,420万円。中学校債、こちらのほうが620万円、これにつきましても空調設備設置事業債ということで起債を充てるというものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(近 良平君) 住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(佐藤充代君) 議案第8号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補 正予算(第4号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、それぞれ総額を8,810万円とするものでございます。

305ページをお開きください。

歳出2款1項1目11節の医薬材料費220万円を不足によりまして、追加するものです。

これによりまして、この財源といたしまして、304ページ、歳入をごらんいただきたいと思いますが、1款1項1目1節診療収入、診療報酬220万円を財源とするものでございます。 以上です。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第7号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第8号)について質疑を許します。 質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番(平田 広君) 10番、平田です。

12ページの関係なんですけれども、空調設備の設置、小学校と中学校ありますけれども、小学校のほうはそれなりの国、県からの補助、それに地方債を使っていますけれども、残り906万2,000円が単独ということで、中学校の方が、両方同じような金額なんですけれども、3,050万円と3,000万円、同じぐらいの金額なんだけれども中学校のほうがえらい補助率も低いようだし、起債でも少なくなっているんで、その関係を教えてください。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 冷房設備対応の臨時交付金の関係でございますけれども、小学校と中学校では違うということで、小学校のほうで823万8,000円ぐらい交付金が来ますが、中学校ではその半分の408万8,000円ということであります。この考え方は、対象となる教室の面積によりまして、そこに基準額を掛けるということで、小学校ですと11教室と中学校で8教室なんですけれども、ただ、教室の大きさは小学校のほうが中学校よりも広くて、そういった関係もありまして、この交付金の基準からいきますと、今言ったように中学校のほうが少ないということであります。

ただ、総額的に同じような額になっておりますが、これについてはちょっとつかみもございまして、中学校のほうは電気の関係で、引き込みのところに来る部分の設備、これについて少しお金のほうがかかるということでありますし、またそこから教室のほうに持っていくケーブルの長さ等の経費もかかりまして、金額的には同等というふうなことかと思います。

以上です。

- ○議長(近 良平君) 10番。
- ○10番(平田 広君) じゃあ計算のルールは同じですね。教室の広さが違うというだけで、計算の やり方は同じだと。(「はい。基準額の出し方は一緒です」の声あり)

ここにその他とありますけれども、これは基金の取り崩しですよね。収入見ると、繰入金、積立 基金の繰入金、貯金を取り崩して使うと。余りにも差があるもんだから、何か事業費の頭打ちみた いなのがあって、カットされてなったのかなというふうにも勘違いしたんですけれども、そうじゃ ないですね。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) ちょっと私のほうの説明も悪いんですけれども、トータル的な話ししますと、この空調設備の関係については12月の補正でも設計の委託料をお願いしたところであります。 事業のこれらをまとめて見ますと、総額的には小中学校で6,600万円の事業となります。

そうした中で、小学校については冷房設備対応臨時交付金で823万円、そして空調設備設置事業債、起債の関係で1,620万円、教育施設等の整備基金で900万円、そのほかに不足分は一般財源というような形で6万2,000円になっております。

また、中学校につきましては、事業費で総額3,250万円。この財源としまして、冷房設備対応臨時交付金が400万8,000円、そして空調設備設置事業債、起債が780万円、教育施設等の整備基金が2,060万円、一般財源で9万2,000円というふうな内訳になっております。

以上でございます。

- ○議長(近 良平君) 9番、伝さん。
- ○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

それで、同じ、工事費のほうじゃないんですけれども、学校管理費、これは小学校中学校含めて、 施設整備費とあるんですけれども、これは両方あるんですけれども、片方は100万、片方は50万。

それで、中学校費のほうには、設備保守点検委託料ということで、多分これはでき上がってから の保守点検になるのかなと思うんですけれども、小学校費のほうには入っていないわけですね。こ の辺の同じ空調設備をつけて、何でこれは施設管理費が倍も違うかなと、その辺ちょっと説明お願 いします。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 中学校学校管理費の13節、細節で5となっております設備保守点検委託料、これは今回の工事の中で、広報無線の親局というのが中学校にございます。広報無線は、村にある本局といいますか、こちらから放送はしますけれども、大もと等は中学校にございます。そちらのほうに、今回この空調設備の工事をやるために支障があるということで、そちらの広報無線の関係で委託料を50万円上げさせていただいたということで、これは全くもってこの空調設備を設置するためだけにかかる部分とはちょっと違って、それに関連するような形で今回50万円を上げさせていただいたものでございます。
- ○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。
- ○2番(伊藤敏哉君) 同じく、関連の冷房設備のことでお伺いしますけれども、ことしの猛暑、酷暑で非常に子供たちが大変だということで、この事業をやられるわけでありますけれども、私の予

想では来年度以降になるのかななんて思っていたんですけれども、この事業が今年度のこの補正で やられるわけですけれども、他の市町村といいますか、早く手を挙げたので関川村は早く取り組め るようになったのか、あるいは国の方針として全体的にそういう申請があったところは一気にやり ましょうということになったのか、その辺のことをお伺いします。

- ○議長(近 良平君) 教育課長。
- ○教育課長(熊谷吉則君) 今ほどの伊藤議員の質問にお答えします。

今回、関川村が手を挙げたというのが早いということではなくて、7月に菅官房長官ですか、あの方が国としても対策をしなきゃならないという発言をいたしまして、それによって国のほうで特例交付金というものを設置していただきまして、今回この空調設備に関しては、国全体で各市町村がほとんど取り組むというような動きだということで聞いております。

○議長(近 良平君) いいですか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第4号)について質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

これは薬代、足りなくなって補充したと、そういうことだと思うんですけれども、その要因として、例えば患者数がふえたのか、それとも1人に対する薬を出す量がふえたのか、その辺、わかったら教えていただきたいと思います。

- ○議長(近 良平君) 住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(佐藤充代君) まず、患者数なんですけれども、今年度4月から1月までの合計の

患者数が8,065人ということになってございます。1日平均40人を超えているという状況であります。

この薬剤費は、点滴あるいは注射による薬剤ということですので、患者数の増によるものと考えております。

- ○議長(近 良平君) 3番、小澤さん。
- ○3番(小澤 仁君) 3番、小澤です。

済みません、同じ質問で恐縮なんですけれども、診療収入がふえたのでこうなったのか、点滴等 薬剤がふえたので財源を診療収入から持ってきたのかをお願いします。

- ○議長(近 良平君) 住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(佐藤充代君) 歳出のほうの薬剤費が見込んでいた予算よりも不足するということ で、補正させていただくものです。その財源としまして、診療報酬を追加して補正財源とするとい うものでございます。

ちなみに、診療報酬の30年度の決算見込み額としましては、今現在、補正後4,500万円程度ですけれども、6,000万円ぐらいになるものと見込んでおります。

以上です。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されま した。

日程第13、議案第9号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長(近 良平君) 日程第13、議案第9号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第9号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。 村の組織再編に合わせ、村長部局の各課と教育委員会の連携強化を図るため、教育委員会、教育 課を庁舎に移転させますので、これに伴い、新たに公民館の管理を村民体育館と同様に公益財団法 人関川村自然環境管理公社にお願いをするものでございます。これにより、関川村自然環境管理公 社の事務所は、道の駅の観光情報センターから村民会館に移動になります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

- ○議長(近 良平君) 総務課長。
- ○総務課長(加藤善彦君) 議案第9号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

お手元のページ1枚はぐっていただきまして、これにつきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理を公益財団法人関川村自然環境管理公社にお願いするというものでございます。こちらの施設につきましては、条例で関川村公民館と関川村村民体育館、この2つの名称となります。

指定の期間なんですけれども、31年4月1日から、ほかの施設との関連もございまして、今回は 平成33年3月31日までの2カ年ということで指定をお願いしたいということでございます。

参考までに、この施設の概要等を書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。 以上です。

- ○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。 これより質疑・討論・採決に入ります。3番、小澤さん。
- ○3番(小澤 仁君) 3番、小澤です。

先ほどのところで大分いろいろ伺ったので、大まかなところは理解できました。

関連しているかどうかあれなんですけれども、1点だけ村長に伺いたいのが、今現在、関川村自然管理公社は代表理事長を村長が兼務されております。もう一つ、関川村には一般社団法人、社会福祉協議会も村長が理事長を兼務されております。村の公民館、村民体育館の指定管理業務を管理公社が受けるに当たって、代表理事を含めた人事、もし村長の構想があってお話しいただけるようであれば伺いたいと思います。

- ○議長(近 良平君) 村長。
- ○村長(加藤 弘君) 今のお話は自然管理公社のことでございましょうか。これにつきましては、 自然管理公社の役員会なりもございますので、その中でご審議いただく案件かなと思っております ので、今の段階で具体的にご説明する段階にないと思っております。

○議長(近 良平君) いいですか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号については委員会付託を省 略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時13分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

平成31年2月18日

関川村議会議長

議員

議員